

## 令和6年度事業計画

はじめに

昨今、我が司法書士業界を取り巻く環境は、かつてないスピードで変化している。それは、人口減少、超高齢社会問題、生成AIの登場を始めとするIT技術の進化・DX（デジタルトランスフォーメーション）とそれによる問題、所有者不明土地問題、震災を始めとする自然災害の多発等、日本全体が抱える諸問題に起因する。そして、この諸問題は、大阪司法書士会の活動及び各司法書士の実務に多大なる影響を及ぼすことになるものである。

大阪司法書士会は、そのような変化の中にあって、生じる課題に取り組み、会員である司法書士が進むべき道を照らしていかなければならない。

まず、令和6年4月1日に、相続登記の申請義務化の施行を迎えた。先述した超高齢社会問題は、裏を返せば大相続・事業承継時代の到来を告げるものでもある。令和5年度も、当該義務化の施行に向けて様々な施策を実施してきたが、令和6年度は、更に精力的に企画・広報・相談事業による啓発活動を推進する。

また、相続登記の申請義務化の最終目的は、所有者不明土地問題を解消することであり、それは来るべき大災害からの復興事業に支障を来すことがないようにする準備でもあるから、司法書士と市民が一体となって取り組む必要がある。

令和6年元日には、能登半島地震が発生し、地域住民は長期にわたる避難生活を強いられ、その復興事業は始まったばかりである。大阪司法書士会として、被災地の支援を行うことはもちろんのこと、将来に発生が確実視されている南海トラフ地震等に備え、災害非常時の体制整備を進めていくことは急務である。

ところで、令和5年11月に公開されたChatGPTを始めとする、いわゆる生成AIの登場は、我々の生活や仕事に入り込んでいるIT機器・技術の加速度的な進化を予想させるものである。人間と同等の知能を持つ汎用人工知能が登場するのは、遠い未来の話かもしれないが、急速なDX・AIの進化は、確実に司法書士業務における事務処理や本人確認等に大きな変化をもたらすだろう。

このようなIT・DXの進展の中、令和6年3月には、民事訴訟における口頭弁論でのWEB会議を利用した参加が可能となったほか、令和7年度中には、訴状等の裁判書類のWEB提出の義務化が予定されている。

今日を生き抜く司法書士にとって、DXに対応し、AIに奪われるのではなくAIを使いこなすITスキルを習得することは必須となってくる。我々自身の業務上の都合であることはもちろん、市民の利便のために必要なスキルであることを自覚し、各会員及び大阪司法書士会共通の課題として取り組んでいきたい。

以上のように、司法書士、そして日本を取り巻く環境の変化は早くて大きい。そのような変化の中、生き残るのは、強いものでも大きいものでもなく、柔軟に自らを変化させることができるものである。国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする司法書士だからこそできる仕事、そして社会に対応する変化をしていくことが大切である。

## 重点方針

### 1 相続関係業務全般への取組みと紛争予防のための啓発活動の推進

#### (1) 相続登記申請義務化施行後の広報活動の推進

令和6年4月1日に相続登記の申請義務化が施行された。施行前に発生している相続に関しては、経過措置として施行後3年間の申請猶予期間が設けられているものの、義務化の対象となっていることについての社会の認知度は必ずしも高くはない。

相続登記の申請が義務化されたこと自体に対する認知度の向上も含めて、法務局及び地方公共団体等と連携を取りながら市民に対してさらなる広報活動を行い、相続登記は司法書士に相談するものとの認識を広げていく。

#### (2) 相続業務全般への司法書士の関与と遺言書等の有用性の啓発

令和5年度に行った相続登記・遺言書に関する相談会、セミナーはいずれも大盛況であり、市民の関心の高まりを感じるものであった。

令和6年度の相談会、セミナー及び広報活動は、そのテーマを相続登記に限らず、遺言や死因贈与といった将来の相続に対する備えに加えて、相続放棄や限定承認などの、登記以外の相続に関する業務についても取り扱ってい

く。そのような各制度の有用性について市民に啓発することが、結果として相続登記をより実効性のあるものにすると考ええる。

相続の専門家として、司法書士が積極的に案件に関与していく土壌づくりに努める。また、そのために必要な企画、相談、広報の予算は、令和5年度の実績を踏まえて確保し、相談需要を掘り起こして、業務の受託につなげていく。

## 2 民事裁判のIT化への対応と国民の司法アクセスに資するための体制強化

### (1) 裁判IT化への対応の情報収集と研修等による会員への周知

令和6年から、大阪府内の簡易裁判所で、WEBを利用した口頭弁論や弁論準備手続が開始された。会員がスムーズに対応できるよう、裁判のIT化の実務に関する情報を積極的に収集して、研修会等により会員に提供する。

また、令和7年度中の施行が予定されている、インターネットによる裁判書類等の提出の義務化についても、詳細が判明次第、情報収集及び研修等により周知をするとともに、各会員がこのIT化に取り残されることのないよう、対応を進めていく。

### (2) 裁判業務推進に関する委員会の設置による裁判業務の受任の促進

大阪司法書士会に民事裁判業務に対応する専門委員会を設置し、裁判業務の受任・受託を促進する。管轄の簡易裁判所との協議を通じて実務上の留意点を会員に周知したり、裁判業務に関する研修をしたりすることにより、会員の裁判業務に関するスキルの向上に努める。また、裁判業務に初めて取り組む会員向けの相談体制を構築する。

## 3 地方公共団体等との連携を通じた司法書士の地域貢献

地方公共団体には、日常生活上の問題はもちろん、法律問題や相続に関連する問題などの相談も寄せられている。そのため、大阪司法書士会や各支部が地方公共団体との関係を深めることは、地域における司法書士の活用につながる。このように、地域の案件を地元の司法書士が受任する流れを強めることにより、相続登記の申請義務化への対応はもちろん、その他の登記や裁判、成年後見などの分野についても、司法書士の活躍の場を広め、地域に貢献していく。

また、これまで大阪司法書士会が地方公共団体との協定に基づいて行ってきた、空き家問題への対応や、後見開始等の首長申立の補助などの活動についても、より多くの地方公共団体と協定を締結することができるように呼び掛けを行っていく。

#### 4 社会事業への取組みを通じた司法書士の制度広報

登記業務や裁判業務、成年後見業務などの依頼者として司法書士と直接的に関わりを持つことになる市民の数は、必ずしも多い訳ではない。しかしながら、司法書士の認知度を上げるためには、現実に業務を依頼したことがない人々や、社会に出る前の人々にも司法書士の存在と役割の認知を図ることが重要である。

大阪司法書士会では、法教育、司法ソーシャルワーク、空き家問題、消費者問題及び市民権利擁護といった社会事業を推進する専門委員会を設置しており、それぞれの委員会が市民と直接関わる活動を行っている。これらの対外的活動をより活発化することによって、司法書士の有用性が広く社会に認知されることとなり、ひいては司法書士の人材確保につながるものと考えている。

#### 5 大規模災害発生時の初動体制の整備と非常時の体制の強化

##### (1) 地方公共団体との災害協定の締結による相談体制の構築

大阪府内の地方公共団体との災害協定の締結及び災害時相談員の確保を引き続き進める。また、大阪府及び関西圏以外の地域で発生した災害について、被災地における相談体制についても強化を図る。

##### (2) 大阪司法書士会の災害非常時の体制の整備

「いつ起こってもおかしくない」ではなく「間違いなく起こる」という認識のもとに、大規模災害の発生時の防災や、会員の安否確認などの初期対応の在り方を見直し、大阪司法書士会館の避難経路の見直しを行うなど、非常時の体制の強化を図る。

#### 主要な具体的事業

##### 1 広報・企画事業

##### (1) 相続登記申請義務化施行の周知・啓発

令和6年度は、相続登記義務化施行の初年度であり、市民に向けた相続登記義務化及び相続登記・遺産分割協議の促進についての啓発活動を引き続き重点的に行っていく。

令和5年度に実施した各種事業については継続しつつ、各セミナー、高校生一日司法書士講座等のイベント及び無料法律相談会において、広報グッズ等も活用して司法書士制度の認知度を上げていく。特に、令和6年度は、相続登記を始めとする各業務に関する司法書士の専門性を強くアピールし、司法書士へ依頼することの有用性を訴えて、業務の受任につながるよう広報活動を展開する。

4月からスタートした相続登記の申請義務化については、「相続登記は司法書士にお任せください！司法書士がお役に立ちます！」をキャッチコピーとして、相続登記は司法書士に相談・依頼すべきものという市民の認知を獲得していく。

## (2) 相続・遺言に関する市民向けセミナー等の開催

令和5年度に開催した相談会併設型の相続・遺言セミナーは、いずれも大盛況であり、市民の相続登記に関する関心の高まりを感じるものであった。令和6年度も引き続き、日本赤十字社大阪府支部との共催セミナー及び大阪法務局との共催セミナーを、相談会併設にて開催する。

また、セミナーの受講とあわせて来場者に自筆証書遺言書の作成を体験していただく遺言書作成講座についても、相談会を併設して、大阪司法書士会館にて開催する。

## 2 相談事業

相続登記等の申請義務化を含む「民法・不動産登記法等一部改正法」が施行された令和6年度は、相続・遺言等に関する市民から司法書士に対する負託に応えるために相談事業を行う必要がある。このため、企画部門の事業や広報部門の事業と連携を図りつつ、一層の相談事業の充実を進める。

令和3年度から実施している、長期相続登記未了土地について相続登記を促す通知を受けた登記名義人の法定相続人等に対する相談会についても、引き続き大阪法務局と共同で実施し、相続登記の促進につなげていく。

その他、相続登記に限定することなく、相続・遺言等に関する幅広い相談に対応できるよう事業を行っていく。

なお、相談需要の増加に伴い、相談員の数を確保する必要があるが、それにも増して、相談員の質の向上が不可欠である。

相談員に対する研修会の開催及び会員への案内等により、相談に関する情報や文書の管理、相談技法及び相談員としての基本的なマナー等の周知徹底を図る。

また、WEB受付システム等の導入は、積年の課題であるが、令和6年度中にシステム等の基本計画を定め、早い段階で導入できるよう事業を進める。

### 3 地方公共団体等との地域連携体制の強化

「身近な暮らしの法律家」である司法書士が、地方公共団体等と連携し、地域で顔の見える関係を築いていく活動は、これまで以上に求められているところである。

これまで地方公共団体等との連携は、支部活動を中心とした定期的な法律相談をはじめ、災害時の相談需要に対応するための災害時被災者相談についての連携協定（以下、「災害協定」という。）、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の対策についての協定、後見開始等の首長申立書類作成補助に関する協定及び成年後見利用促進に係る専門相談員の派遣事業などにより実現を図ってきた。

令和6年度も、重点方針にもあるように、地方公共団体等との連携を更に強化し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部や大阪司法書士政治連盟などの関連団体と緊密に協力し、積極的に行っていきたい。

### 4 司法ソーシャルワーク事業の推進

グレーゾーン金利の問題が解消した今もなお、多重債務に苦しめられている市民は少なくない。それどころか、多重債務問題以外にも格差と貧困あるいは孤立に関わる諸問題が噴出しており、十分に市民の権利が擁護されていない現実があると言わざるを得ない。

こうしたなか、政府の施策として地域共生社会の実現が謳われ、そのために

地域における包括的・重層的・多層的な支援体制の構築が進められている。

司法書士は、この支援体制を構成する必要不可欠なピースになるべく以下の活動を行う。

(1) 出張相談事業の見直し

従来から地方公共団体や支援機関の福祉関係者等からの依頼を受けて出張して相談に応じた場合に、手当を支給する事業を継続してきているが、司法書士以外の支援者が普段から行っている相談等の現場に、相談員が同席するスタイルでの支援を検討している。支援者自身も何が法律問題になるのか把握できているわけではないので「同席」ということが重要になる。これを実現するため、各種の相談現場に本事業を提案していく。

(2) 出張相談事業に関するシンポジウムの開催

地域との連携を強固に築いて、常日頃から地域の支援者等からの相談を受けている会員による事例発表を行う。また、大阪以外での取組み事例についても発表する。

(3) ギャンブル依存症等に関する取組み

依存症は「孤立の病」とも言われ、社会の状況と深く関わる問題であるが、支援機関においても依存症に取り組むところは限られている現状がある。司法書士にとっても認識が共有されているとは言い難い。そこで特にテーマとしてこの問題を取り上げ、出張相談事業においても留意することとし、会員に対して研修等の啓発活動を行う。

(4) 多重債務問題への取組み

引き続き、全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会や生活困窮者自立支援全国研究交流大会、OACミニフォーラムなど関連団体へ委員を派遣し、その成果を事業活動に還元する。

5 市民権利擁護事業の推進

(1) 会員研修会の開催

女性とこどもの専門相談員登録要件研修、セクシュアルマイノリティに関する研修、権利擁護に関する研修を開催する。

(2) 関係機関等への広報活動

「女性とこどものための専門相談会」のリーフレットを関係機関先へ配布する。

### (3) セクシュアルマイノリティ相談会の開催

毎年10月に扇町公園で行われるレインボーフェスタに、大阪司法書士会として、相談会のブースを出展する予定である。当該フェスタでは、来場者に広報物を配布し、パレードには大阪司法書士会ののぼりをもって参加するなど大阪司法書士会の活動をアピールする。

### (4) 臨時相談会の開催

養育費相談やセクシュアルマイノリティ等に関する相談会を開催する。

## 6 法教育活動の推進と司法書士の認知度向上

法教育活動は、市民への法的知識の普及、啓発によって様々な被害の防止等に役立つだけでなく、司法書士制度について認知を広げる機会であるので、積極的に行っていく。

### (1) 親子法律教室の開催

大阪市内の小学校4・5年生及びその保護者を対象とし、紙芝居等を用いた法律講座を開催する。法教育教材「解釈のちから」を使用し、ある「きまり」について善いきまりなのか悪いきまりなのかを考え、自由に「解釈すること」を通じて全体を俯瞰する能力の向上を目的とするグループワークを行う。課題となっている参加当選者の出席率向上の工夫と保護者の参加方法についても改善を図りたい。

### (2) 高校生等法律講座の開催

大阪府内の高校生、専門学校生、小学生、養護児童等を対象に、法教育パンフレットや独自制作のレジュメ等を活用して、各学校のニーズに応えた法教育を実施する。

### (3) 会員研修会の開催

会員向けに、法教育に関する多様な角度からの研修会を開催する。

## 7 消費者問題に関する取組み

昨今の消費者問題は多様化しており、その対策として司法書士が社会の二一



ズに添えていくためには日々の研鑽と適切な情報収集が不可欠である。大阪司法書士会としては、最新の消費者被害の事例と対応策につき適宜研修を実施し、また、被害の拡大を予防すべく市民への情報発信を行う機会を設け、消費者問題に対して積極的に関わっていく。

#### (1) 高齢者の身元保証問題の検討

高齢者の身元保証をサポートする事業については法整備が追いついておらず、現に消費者センターには多くの相談が寄せられている。また、令和5年には総務省が「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」を実施するなど、社会的な関心が高まっている。この問題に対処すべく、想定される消費者被害について学識経験者から意見のヒアリングを行い、併せて会員又は外部向けのアンケートを実施し、調査検討を行う。

#### (2) 連鎖販売取引に関する報告会の開催

連鎖販売取引問題については、日本司法書士会連合会からマルチ取引の在り方に関する提言が発表されており、また、現在も大学構内でのマルチ取引商法の勧誘が続いている状況を教育関係者も問題視していることから、社会的関心度が高まっている。報告会においては、次の特定商取引法改正の柱の一つでもあるマルチ取引商法を取り上げることで、この問題への解決の糸口とするとともに、従来の消費者問題に関心がある層以外の若年層や教育関係者（主に高校、大学）への司法書士制度の広報効果も期待できる。

### 8 増加するインバウンド需要への対応と会員支援

コロナ禍が明けて以降、日本におけるインバウンド需要は大きく回復して、コロナ前の水準に戻ってきている。また、外国人による国内不動産の購入案件も増加しており、渉外登記案件に対応する体制の確保は急務である。

大阪司法書士会では、インバウンド法務研究会において、渉外登記の基礎を学ぶための研修を企画すると同時に「ひと目でわかる渉外登記ハンドブック第二版」の作成を進め、令和6年度は一人でも多くの会員に渉外登記に取り組んでもらえるような環境を整えていく。

### 9 研修の充実

集合研修だけでなく、Zoomウェビナーでの会員研修会の配信・受講によって、大阪司法書士会の会員においては、高水準の研修単位取得率を保つことができている。今後も研修会へのアクセス向上及び会務等のIT化に資するため、当該運用を引き続き維持する。

裁判IT化に関する法改正や所有者不明土地問題に関する民法・不動産登記法改正をはじめ、度重なる法改正に対応するため、新しい情報を提供する場として、会員研修会は有用なものと考えられる。司法書士業界として経験値が低い業務や従来とは異なった専門性や法律知識を要する業務について外部からも講師を招聘して専門性の高い研修会を開催する。

また、令和6年度は相続登記申請義務化を受け、相続登記又はそれに付随する業務に関する研修を行う。

#### 10 裁判業務推進に関する委員会の設置、裁判IT化への対応

昨今、司法書士の裁判業務に対する関与率の低さが問題視されている中、大阪司法書士会としては、裁判業務推進に関する委員会を設置し、会員の裁判業務離れに歯止めをかけ、裁判業務に取り組みやすい環境の整備、スキルの向上を図っていく。

具体的には、大阪簡易裁判所との実務協議会の開催、裁判業務に不慣れな会員のための相談窓口の設置、本人訴訟支援を含めた裁判事務学校による研修会の開催などである。

また、既に一部施行されている民事裁判のIT化について、同委員会において情報収集して会員の皆様にフィードバックをし、今後予定されている訴状等のオンライン提出についても同様に対応していく予定である。

#### 11 ADRの推進と民間総合調停センターの活用

大阪司法書士会は、認証ADR機関である公益社団法人民間総合調停センターに、多くの和解あっせん人を派遣しており、さらに、大阪司法書士会の役員等が、運営委員及び財務委員として出向することにより、運営にも深く関わっている。令和6年度も、同センターとの連携を図りながら、研修等を通じて会員にADRの有用性を啓発していく。

## 1.2 DX推進に関する取組み、生成AIへの対応

司法書士業務におけるDXの推進については、基本的ではあるが、これまでと同様にオンライン登記申請の申請率向上に向けて、会員への情報提供や研修会の開催等の取組みを継続する。

「はじめに」でも触れたように生成AIの登場は、司法書士業務のあり方、事務処理や本人確認の方法を大きく変化させるものである。どのような変化が生じるかの未来予測はなかなか難しいところではあるが、まずは、生成AIが何であるのか、対象についてよく知る必要がある。そして、司法書士業務にどのような影響を与えるのか、専門家の力を借りて研究、予測し、会員に研修会等の形でフィードバックすることを検討している。

## 1.3 商業・法人登記及び事業承継分野の受任の促進

商業・法人登記は、司法書士業務の中核の一つであり、様々な企業法務分野の入り口ともなる重要な業務である。

令和6年に入り、商業・法人登記の申請件数が、8～10%程の増加となっている。これは、コロナ禍の収束や大阪万博の開催等による経済活動の活性化に起因するものと思われる。大阪司法書士会としては、商業登記の受託促進、オンライン申請率の向上を図るべく、役員変更、みなし解散及び法人登記等の商業登記業務におけるスタンダードなスキルに関する研修会を開催して、商業登記の件数増加をキャッチアップしていく。

「はじめに」にあるように、超高齢社会による大相続時代は、大事業承継時代の到来を告げるものでもある。特に、第三者承継であるM&Aの件数は、増加の一途を辿っており、司法書士として、これに対応できる体制を構築することが必要である。

具体的には、M&Aに精通した司法書士により、事業承継・引継ぎ支援センターのM&A業務を受任しつつ、組織間の連携を図っていく。

また、事業承継・M&A又は創業支援に関する相談会・セミナーを開催する。さらに、事業承継・M&Aの研修会の開催により、会員のスキル向上を図っていく。

#### 1 4 所有者不明土地問題・空き家問題対策への対応

所有者不明土地問題及び空き家問題対策への対応は、令和6年度の重点方針である相続登記義務化に向けての相続登記促進事業を通じて対応していくことになるが、従来から地方公共団体より受託している空家等所有者等調査業務も継続して受託することにより両問題への対策を講じていく。

また、空き家問題対策では、新たに大阪司法書士会と松原市が締結した空き家の流通促進に関する連携協定に基づいて、松原市が新たに実施する予定の空き家等の相続及び売却に関する登記費用・司法書士報酬の助成制度を積極的に活用し、同様の取組みを他の地方公共団体にも広げていく。

#### 1 5 非司法書士対応

司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づく大阪法務局長から委嘱を受けて行う司法書士法等違反に関する調査（非司実態調査）については、令和5年度よりも各登記所において人員を増加し、積極的に取り組んでいく。

非司法書士行為と見受けられる他資格者等のホームページ等の調査は、例年同様、継続して行っていく。

非司法書士行為が疑われる他資格者や民間事業者については、注意喚起や是正の要請を行い、悪質な事例については、事実関係の調査を行った上で日本司法書士会連合会に報告し、情報を共有するとともに監督官庁への処分申請や刑事告発等を行う。

会員から非司法書士提携の疑いがあるとの情報提供があった事案に対しては、これまでと同様に調査を行い、適切な対応を行っていく。

#### 1 6 改正犯罪収益移転防止法の啓発と会員の適正執務の確保

令和6年4月に改正犯罪収益移転防止法が施行され、司法書士の取引時確認の対象が拡大された。これについて、引き続き会員に対する周知を行い、会員の執務の適正化を図るとともに、会員の執務に支障がないよう、必要に応じて、金融機関や不動産取引事業者等の関係機関との協議や情報収集を行う。

## 1 7 大阪司法書士会史第五巻の編纂

令和5年度に着手した大阪司法書士会史第五巻の編纂作業は、平成23年から令和2年の間の会史が中心であり、令和6年度は、トピックの整理作業と執筆依頼、会史の電子書籍化の検討を行う。

## 1 8 事務局の執務環境整備及びDXの推進

会員数2,500名弱を擁し、幅広い分野の事業を展開している大阪司法書士会では、日常的な会員サービスの提供や各事業に関わる事務作業、外部からの問合せや苦情への対応、業務委託を受けている関連団体の事務の処理等により、事務局が取り扱う事務が膨大な量となっている。これらを限られた人数の職員で処理するためには、作業内容の改善・効率化について常に検討を続け、実践していくことが不可欠である。

会務システム（会員管理システム及びこれに関連するシステム）については、全体の刷新に向けて以前より継続的に検討を重ねてきたところであるが、令和5年度は、基盤となる会員管理システムを新システムに移行させるための準備作業に着手した。令和6年度は、新しい会員管理システムを完成させてデータ移行を実施するとともに、関連するシステムの構築も並行して検討・推進し、段階的に完成形に近づけていく予定である。

また、自動化できる事務作業については可能な限り自動化するとともに、デジタルツール等の導入により効率化を図ることが可能な事務がないか、職員の意見も斟酌しながら検討を重ねる。

## 1 9 災害対応体制の整備

「はじめに」や「重点方針」にあるように、いつか必ず起きる大規模災害への体制整備は急務である。

令和5年度は、「大規模災害発生時における対応の手引き」の改訂に向けた検討を行った。令和6年度は引き続き検討を行い、改訂版を完成させる。また、専門家の意見も参考にしながら、災害時の会館からの現実的な避難経路を確定させるとともに、避難経路の安全性を確保するために必要な対応を行う。

また、地方公共団体と締結している災害協定に基づいた、災害発生時の被災

者相談に対応できる相談員の十分な確保について、取り組んでいく。

## 2 0 事業の透明化と会員の意見の反映

令和5年10月2日に、大阪司法書士会初めての試みとして、事業執行状況報告会を開催し、役員の紹介や、大阪司法書士会が行っている事業の内容とその執行状況の報告を行った。令和6年度も、このような報告会を開催して、会費がどのように使われて、どのような事業が行われているのかを会員に周知する機会とするとともに、タウンミーティング的手法で会員からの意見や要望を聴取して、事業執行に反映させていきたい。

また、事業執行状況報告会以外にも、大阪司法書士会の事業の執行状況や司法書士界を取り巻く状況などについて、情報発信を行いながら、大阪司法書士会の各支部等からの要望があれば、意見交換を行う場を設ける。